

## 第 21 期第 32 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 5 年 10 月 18 日（水）午後 1 時 50 分から午後 3 時 10 分

場 所 波止場会館 3 階「中会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 1)

#### 2 報告事項

- (1) 令和 5 年度全国水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について (資料 2)
- (2) 全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会におけるブロック照会及び素案への意見について (資料 3)

#### 3 その他

- (1) 令和 6 年 1 月の委員会開催日程について
- (2) その他

### 出席者

- ・委員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、鈴木臨時主事
- ・県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、中川技師

## 議事

事)山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は10名中9名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしく申し上げます。

議長

ただ今から第32回の委員会を開催いたします。

(井貫会長)

本日の議題ですが、諮問事項1件と報告事項2件、その他となっております。

なお、前回の委員会で、委員の方からの御質問に対し、事務局が確認することとなった点については、2の報告事項の2番として併せて説明させていただきます。

それでは、本日の議事録署名人を指名させていただきます。萩原委員、安藤委員、お願いいたします。

両委員

(了承)

議長

それでは議事に入ります。諮問事項(1)の「内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」ですが、水産課から概要説明をお願いします。

水)中川技師

【資料1に基づき説明】

議長

ただいま、水産課から説明がありましたが何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

安藤委員

はい。

議長

はい、お願いします。

安藤委員

組合からの申請書の説明のところですけど、「冬季キャッチアンドリリース区間として大盛況となっている」ってあるんですけども、何か実際の位効果が上がっています、というような具体的な説明はありますか。

議長

はい、お願いします。

細川委員

早川河川漁業協同組合の細川です。

この令和3年以前とこのキャッチアンドリリース期間を設けた令和3年以降とでは、遊漁証販売金額が3倍となっているので、遊漁者も大変多かったのですが、正月の一番混み合っている時などは、隣の人と1メートルも空いていない位並んで釣りをして、「釣りにならないからどうにかならないか」

という話がありまして、ここに来て、工事もありますから区間を広げようか、ということになった次第でございます。

以上です。

安藤委員

正月の近辺っていうことは、ヤマメはもう当然釣れないので、主にニジマスということでしょうか。

細川委員

そうです。

安藤委員

その他のコイとかウグイ、オイカワ等はあまり対象になっていない、主にニジマス。

細川委員

そうですね。

安藤委員

ということでもいいですか。

議長

はい。ほかに何かございますか。

安藤委員

はい。農業用水の取水口の工事ということなのですが、地図でいうとどの辺ですか。

細川委員

2 ページ目の太閤橋と前田橋の間、前田橋から 200 メートル位下流です。

安藤委員

ちょうど、真ん中っていうか。

細川委員

真ん中のちょっと上です。

安藤委員

盛況だから区間を広げたい、令和3年以降実績も上がっているということで、区間を広げることについては、私は賛成です。

ただ、気になったのは、ここで理由としてですね「工事をしているから他の区間に広げたい」というふうにしてしまうと「工事が終わった後はまた縮小するのか」という話になってしまうので、今度の遊漁規則の改正の理由として、工事をやっているからというのは、私としてはあまり相応しくないかなというふうに、思ったものですから、一言申し上げたいと思います。

議長

よろしいですか。ほかに。

安藤委員

すみません。あと、えさ釣りの方も今一緒にいいですか。

議長

はい。

安藤委員

はい。「アユのエサ釣りの解禁日の変更」のところなんですけど。(2)ですね。「アユのエサ釣り解禁日の変更」、別紙「資料1-1」の1ページなのですが、3行目のところにですね「近年は、下流域では8月にえさ釣りの実績がないこと等から」となっていますけど、これ、下流域はもともと9月1日からだから8月にエサ釣りの実績があつたら全部違反ですよ。下流域は9月1日が解禁日ですよ。

水) 中川技師

「上流域は」の間違いです。失礼しました。

安藤委員 わかりました。「上流域では」に直せばいいんですね。はい、わかりました。下流はもともと9月ですね。

議長 よろしいですか。「資料1-1」を変更しておいてください。他に何かございますか。

津谷委員 二つあります。一つはアユの解禁日のことで、以前はエサ釣りについて、解禁日をずらしていたということで、これはもともと何でずらしていたのかを教えていただきたい。あともう一つは、キャッチアンドリリース区間の変更ということで、この変更が現場で分かるように、ここがキャッチアンドリリース区間であることが分かるように、なるべくしていただきたいという要望、この二つです。

議長 はい。

細川委員 以前、30年位前は、全部8月1日全川解禁だったのですけれども、その頃はまだエサ釣り、コマセを撒いて釣りをすることになっていたのですが、コマセは非常に環境を悪くする、臭いとか。

それで、下流域だけでもそれをよそうか、ということで、夏場はやはりコマセと言ってもアミコマセで、すごく臭くなってしまいますので、下流域だけでも変えようか、というような話しです。今回、上流域も変えようということは、やっぱり今言ったように、コマセが腐って臭い。で、観光客もたくさんいらっしゃる区域なので、臭いとか汚れがあると、嫌がられるのではないのという話しをして、中には下流域からその上流域に、上流域から下流域に釣り人が行き来するというのも鑑みて、全線9月1日からとしました。

キャッチアンドリリース区間に関しましては、今、立て看板と、スマホなどを使って、遊漁者に周知しております。以上です。

議長 よろしいですか。他に何かございますか。

ないようでしたら、本件について諮問事項の内容の異議がない旨、知事に答申することといたしたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同 (了承)

議長 はい。ではそのように決定いたします。

では続いて報告事項(1)「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について」事務局から概要説明をお願いします。

事) 荒井代理 【資料2に基づき説明】

議長 事務局から概要説明がありました。何か、御質問、御意見ありましたらお願いします。

津谷委員 よろしいですか。

議長 はい、お願いします。

津谷委員 一つは、ミズワタクチビルケイソウですけども、これの神奈川県の内水面での繁茂状況、分布状況、あと何か対策というものを考えておられるかどうか、お聞きしたい。

議長 はい、お願いします。

水) 中川技師 神奈川県では、確認レベルということで、酒匂川水系と相模川水系では発見されたという報告はなされてございます。県の内水面試験場の方では、防疫といいますか、使用した漁具ですとか水に入ったものをきちっと消毒するという対策がなされているとは聞いてはおります。

津谷委員 例えば繁茂している場所が分かっているのでしたら、その地域では例えば、遊漁した方に消毒を義務づけるとか、そこまでするような状況ではないという認識ですか。

水) 中川技師 そうですね、本県の場合は、そこまで繁茂が拡大しているというような報告は今のところ入っていないので、そこまでの制限というのは今のところは考えておりません。

議長 ほかに何かございますか。ないようでしたら報告ということで御了承願います。

委員一同 (了承)

議長 それでは続いて、報告事項(2)の「全国内水面漁場管理委員会東日本ブロック協議会におけるブロック照会及び素案への意見について」議題としますので事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理  
議長 **【資料3に基づき説明】**  
はい。ただ今事務局から説明をいただきました。私もブロック協議会における提案項目素案に対する意見について相談を受けまして、いろいろと言おうと思えばいろいろ意見が多いのですけれども、特段、神奈川県として言うこともないかな、次回のブロック会議でその場において全体の議論の中で、適宜意見を言えばいいのかなと。  
基本的に委員会のこの素案そのものが、結構議論されて簡略化したいとか、的確な文章にしたいとか、割と努力された跡が見えますので、できれば素案のままでいいのではないかとということで意見を述べようかと思っておりますけれども、とりあえずこのペーパーについては「意見なし」で出してはどうかということで事務局には話したところです。  
何か御質問御意見あれば、はい

津谷委員

二つあります。まず1点目ですけれど、4ページ目の「放射性物質による汚染対策についてに対する意見」で、千葉県の内水面委員会の意見として「汚染水だと考えているようにとられかねない」という記述がありますが、私もこれと同意見で、この部分の記述は慎重に対応した方がいいと思います。

それからもう一つ。「外来種のアンケートについて」御回答いただきましてありがとうございます。

これは外来生物に関しての被害の統計資料として残るものですが、現在の方法では、被害ということは何を指すのか、具体的な定義とか要件とか、おそらくなくて、報告なさる方の、その漁協さんの判断、主観的な判断に委ねられ、例えばオオクチバスに対する被害2件、被害ってこれどういう、どう捉えられたのか、報告された方が、ザリガニとかと同じように、ただ見かけただけなのか、あるいはオオクチバスを釣って解体してみたら、その胃の中から漁業権の対象になる魚種が出てきたと、それで被害と捉えたのか。或いはその養魚場の中に放たれ、多数の魚が捕食されてしまったというようなことを被害と捉えているのか、判別できない。統計を取るのでしたら、被害の内容、これをもって被害とみなしますということを決めてですね、できればその報告も任意にではなく、こういうことがあったら必ず報告してください、というようなやり方をしないと、統計資料として非常に曖昧過ぎるという感じがしまして、ちょっと見直された方がいいのかなというのが意見です。

議長

はい。いかがでしょう。

事) 荒井代理

ブロック会議の方で、今、先生がおっしゃっているようなお話を伝えていきたいと思います。

議長

アンケート調査の中身をあまり突き進めていきますと、漁協にカドが立つだけで。やはりレベルが違えど、いるよとかいないよとか、そういうレベルのアンケート調査をしている、ということを御理解をいただいた方がいいのかなあと思いました。

あまり過度な事務的な内容を作るとアンケート調査を拒否されてしまうことになりかねないと思いますので、そこはあまり突き詰めない方がいいのかなと思っっているのですが、いかがでしょうか。

津谷委員

ただ統計としてこの数字が独り歩きしないかなと思ひまして。オオクチバスの、例えば被害2件って、現実的な内容としてどんなもんだったかなというの、とても疑問に思ひます。

議長

疑問はそれぞれあるのですけれども、どうでしょう。被害額とか出してますけれども、あれもエイヤで出している数字で、そこはあまり突き詰めますと、なんかもっとちゃんとした予算を出してちゃんと調査をしろ、なんて話ししか出てこないという気がします。そこまでしてもあまり意味がないのかな、という感じで捉えてはいるんですけれども。

津谷委員

そうすると、例えばその被害というときの、被害の内容をもう少しいねいに報告していただくというような形にしたらいかがでしょうか。

議長

いろんな捉え方があると思います。

津谷委員

主観的なものですか。

議長

あまりに増えてきてニホンイシガメなんか全然見なくなってしまった、それを被害というのか、それとも単なる影響と捉えるか。そういったことを突き詰めれば突き詰めるほど訳が分からなくなるような気がしないものから。

今度の1日のブロック会議で、そういった話が出れば、そういった意見もありますので何かいい工夫はないでしょうかね、というくらいの発言くらいはしてもいいかなと思っております。わが方から突き詰めるというようなことは言いたくないと思っておりますが。よろしいですか。

他に何かございますか。ないようでしたら、事後報告ですがそういったことでお話しさせていただきました。また11月1日、宇都宮のブロック会議で、適宜、皆さん他の県の様子も見ながら、必要であれば適宜発言をしようと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

(了承)

議長

以上で本日の議題は終了ですが、何か皆さんからありますか。ありましたらご発言をお願いします。

よろしいですか。事務局、水産課、何かありますか。

ないようですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。

次回は11月21日、火曜日、14時からの開催予定です。